



湯河原ロータリークラブ WEEKLY REPORT



2019年7月19日(金) 天気：曇り
例会 第2773回 合唱：奉仕の理想

会長 平間 章弘
幹事 室伏 学

事務所：神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716
例会場：ニューウェルシティ湯河原 静岡県熱海市泉 107
TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401
例会日：毎週金曜日 12:30～13:30

会長挨拶

先週は、最近には珍しく100%という出席率で、会員の皆様及び快く会場を提供して下さいました南谷会員のご協力により、盛大に、夜間例会という形で新旧役員の歓送迎会を行うことができました。心より感謝申し上げます。

さて、ロータリーの創設者ポール・ハリス氏が「ロータリーを始めたきっかけは何か？」と問われ、「独身であり、親類や友人から遠く離れたシカゴで生活していたため、夜や休日がとても寂しかったからだ」と言っています。

湯河原 R.C.の会員は、R.C.という会に入会し、ロータリーの基本である友情を深め、特に我が湯河原 R.C.の特筆すべき親睦をこの夜間例会で深め、楽しいひと時を過ごすことができたのではないかと思います。

今後とも、皆で協力し合って参りましょう！
よろしくお祈いします。



幹事報告

ガバナーより

- 2022年規定審議会代表議員選出の件
- 2022年規定審議会代表議員候補者提案に関する告知

MOA美術館湯河原児童作品展実行委員会より

- 後援のお願い 一金10,000円

湯河原新聞より

- 暑中見舞広告掲載のお願い
- 掲載料：5,000円

連絡事項 なし



スマイルBOX

(7/12～25)

- 会員誕生日 石田浩二君 (7/13)
- 会員誕生日 石川 博君 (7/22)
- 会員誕生日 小倉高代君 (7/23)
- ご婦人誕生日 苅谷和彦君 (和美様・7/22)
- 入会記念日 櫻井武志君 (2年・H29.7.7)
- 室伏学君 7月17日にJR横浜駅で誘客キャラバンを実施し、日刊相豆と湯河原新聞に掲載していただきました。
- 土屋一弘君・常盤章夫君 ひ孫が誕生しました。
- 渡辺久恭君 ジャケットを忘れました。
- 納涼縁日のおあそび券をいただいたので全員でスマイル。

出席報告	ゲスト 0名 ビジター 0名	会員 23名
	欠席 2名(免除者 0名)	前回の修正出席率 100.00%
	出席率 91.30%	前々回の修正出席率 86.96%

事前メイクアップ 0名

卓話：深澤 昌光君

人権擁護委員の活動について

はじめに人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っている権利です。

互いに相手を思いやり自分の人権も相手の人権を大切に守りながら、共に幸せに暮らせる社会を築いていくことです。

しかしながら、世界では、地域紛争、難民問題、貧困、格差問題などにより平和と人権が脅かされている現状があり、私たちの身近では、児童・高齢者へのいじめ・虐待（直近の例では2018年3月に東京目黒区の女兒（当時5歳）、19年1月に千葉県野田市の女兒（10歳）が親の暴力で死亡する事件が起こっています）

また、「ハンセン病」隔離政策について、6月28日熊本地裁において、「ハンセン病」家族被害認定の判決がありました。隔離政策が家族への差別被害を生み、憲法が保障する人格権などが侵害されたものと認定されたものです。）その他、ヘイトスピーチ、インターネットなどの情報化の進展に伴い、多様化した人権侵害が発生しており人権啓発・教育の充実かつ持続的な活動が要請されております。

1 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

2. 人権課題と現在社会

- (1) 障害のある人に対する不当な扱い
- (2) 高齢者への虐待
- (3) 子どもへの虐待
- (4) 学校でのいじめ
- (5) インターネットへの悪意の書き込み
- (6) 女性に対する差別
- (7) 外国人への差別
- (8) その他

3. 法務省の人権擁護機関の構成図及び神奈川県人権擁護委員 連合会組織図（別紙資料参照）

(1) 小田原・足柄下地区部会（小田原市、箱根町、真鶴町/湯河原町一委員数29名）

(2) 湯河原町人権擁護委員会（委員数6名）

4. 人権擁護委員の推薦・委嘱（別紙資料参照）

5. 人権擁護委員の活動と役割

(1) 人権相談に応じる。

①人権擁護委員は、常設相談所又は特設相談所において、面談又は電話による人権相談に応じています。

（湯河原町の場合—毎月10日（宮下会館）20日（吉浜福祉会館）—特設相談所 横浜 8,339 件（全国 6 番）、湯河原 13 件

◎常設相談所（横浜地方法務局 5 階人権擁護課）

①「SOS ミニレター（765 件）、子ども人権 110 当番、女性の人権ホットライン（横浜 722 件全国 8 番）、高齢者・障害者の人権あんしん相談等」

(2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。

○被害者救済の流れ

人権相談 法務省の調査 侵犯事実 救済のための措置

・被害の申告人権擁護機関を認定できない場合もある

アフターケア結果通知

人権侵犯事件 743 件（横浜 649 件、湘南 22 件、川崎 21 件、横須賀 21 件、西湘二宮 5 件、厚木 9 件、相模原 29 件）

○人権擁護委員が関与した人権侵犯事件の具体例（別途資料参照）

(3) 国民一人一人の人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○人権啓発活動

①人権週間（12月10日）②人権花運動③人権教室（保育所・小中学校 229 回 19,291 人、大人（企業）55 回）

④全国中学生人権作文コンテスト（応募数 80,176（内西湘二宮 2051）

⑤高校や大学での女性に関する講座

⑥地元 FMでの人権啓発

⑦東日本大震災の被災者に向けた特設相談所の開設

設

おわりに

本日人権擁護委員の活動についてお話していただきました。

現実の社会では各種人権問題が発生しています。人権が大切であることを皆様知ってもらうために人権擁護委員が必要と思います。

しかしながら、やってくれる方がなかなか見つかりませんので活動してくれる方のご紹介をよろしくお願ひします。

